

国土交通省等における最近の主な取組

国土交通省における取組

キャンペーン概要

改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等※の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行。

本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」を推進。

※高齢者障害者等用施設等

バリアフリースイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指す。

～ キャンペーンポスター ～



(バリアフリースイレ) (車椅子使用者用駐車施設等) (旅客施設等のエレベーター) (車両等の優先席)

令和6年度実績

■実施期間

令和6年12月3日～令和7年1月8日

※12月3日～12月9日 障害者週間

※キャンペーンは令和3年度より実施

■協力団体、機関等におけるポスター掲示等による周知

- ・公共交通事業者等
- ・都市公園
- ・ショッピングセンター
- ・高速道路会社
- ・百貨店
- ・地方公共団体等
- など

■SNSを活用したキャンペーン実施の周知

- ・国土交通省公式X (旧Twitter)

各地方局等の取組

- 庁舎内におけるポスター掲示
- チラシの配布

バリアフリー教室の開催

- 高齢者・障害者等のバリアの体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」の普及を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



▲視覚障害者サポート体験



▲車椅子サポート体験



▲子供用車椅子

高齢者障害者等用施設等の適正利用推進やあり方の検討

- 高齢者障害者等用施設等（バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等）の適正な利用の推進に向け、ポスター等によるキャンペーンを実施。また、旅客施設等のエレベーターについては、令和6年度において、訪日外国人旅行者等に向けて英訳を追記。
- 機能分散推進や多様な利用者特性への対応など共生社会におけるトイレの今後のあり方について検討を行い、令和3年にとりまとめ。
- さらに適正利用推進やハード整備の方向性など車椅子使用者用駐車施設等のあり方についても検討を行い、令和4年に方向性をとりまとめ。これを踏まえつつ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討を行い、令和5年度にとりまとめ、ガイドラインを策定。
- 上記とりまとめの内容については、各種ガイドラインの改正等に反映。



交通事業者の接遇向上に向けた取組

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日関係閣僚会議決定）に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドラインを策定。
- また、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に基づき、接遇ガイドライン（認知症の人編）を加えて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた接遇方法をとりまとめた接遇ガイドライン（追補版）を、令和3年に策定。
- さらに、これらの接遇ガイドラインの内容を反映させるため、平成31年に策定された接遇研修モデルプログラムの改訂版を令和4年に策定。
- 改正障害者差別解消法の内容を踏まえ「事業者における合理的配慮の提供の義務化」の追加等を、接遇ガイドライン、接遇ガイドライン（認知症の人編）及び接遇研修モデルプログラムに反映させるため、令和6年3月に改訂。

公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化推進

- 公共交通機関等におけるベビーカーを一層利用しやすい環境の整備に向け、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るため、ポスター等によるキャンペーンを実施。令和6年度より、従来の5月に加えて、11月の「こどもまんなか月間」においても実施。



教育啓発特定事業の円滑な実施に向けた取組

- 令和2年バリアフリー法改正により、児童や住民の「心のバリアフリー」理解促進等のために市町村等が実施する事業として、「教育啓発特定事業」を創設。
- そこで、同事業の円滑な実施に向け、具体的な取組内容や実施方法等を検討する際の参考となるようなガイドラインを令和4年に策定。



▲取組の想定例

ベビーカー利用キャンペーン

キャンペーン概要



『ベビーカーマーク』

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道や車両スペース等）を表示。ベビーカーマークは平成27年5月にJIS化。ベビーカーマークのあるスペースについて一般利用者の配慮を呼びかけ。

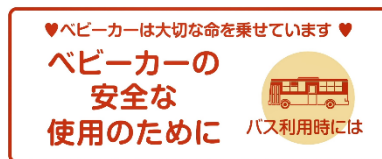
国土交通省では、平成26年より**毎年5月頃、ベビーカーキャンペーン**として、「**ベビーカー利用にあたってのお願い**」と「**ベビーカーマーク**」を広く周知・浸透させる取組を実施。また、令和6年度より**11月の「こどもまんなか月間」**においても同様のキャンペーンを実施。



ポスター



チラシ

車内デジタルサイネージ
(鉄道版・バス版)

令和6年度実施概要

○ベビーカーキャンペーンの実施

駅や鉄道・バス車両、商業施設などにおいて、ポスター、デジタルサイネージ等により周知。

	ポスター
駅、車両等	約43,000枚
建築物	約900枚

※その他、車内アナウンスを実施するなど事業者独自の取り組みを実施。

- 国土交通省公式X（旧ツイッター）への掲載
- ポスターやデジタルサイネージ等により周知
- 国土交通省HP等においてベビーカーマーク及びキャンペーンの実施の周知
- 政府広報提供ラジオにて放送
- 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
- 病院(約60カ所)へのポスター配布(令和6年度から)

公共交通機関における子ども用車椅子の取扱いについて

子ども用車椅子（バギー型車椅子）の特徴

姿勢を保てない等の子どもが、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できたりする「バギー型」の車椅子を利用。ベビーカーと間違えられ、必要な介助が受けられない場合があるため、配慮することが重要。（※）

○折りたためない

車椅子であり、座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではない。

○重量がある

車椅子自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もある。車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難。

○「子ども用車椅子マーク」を付けた利用者あり

※ベビーカーを子ども用車椅子と同じ目的で使用している場合もある。



認知度向上に向けた各種取組

○公共交通事業者等への周知

公共交通事業者への周知を行うとともに、駅や鉄道・バス車両、商業施設などにポスターを掲出。

○子ども用車椅子マーク

「子ども用車椅子」だと判別しやすいように、団体等にて独自にマークを作成。



<子ども用車椅子マークの一例>



一般社団法人mina family

バギーマークのお店

各地方運輸局・地域分科会の取組

- 移動等円滑化評価会議北海道分科会長である北星学園大学経済学部 鈴木克典教授のゼミナールにおいて、同大学生等を対象にバリアフリー教室を開催。
- 当局営繕整備課から「北海道開発局による建築物のバリアフリーの取組み」について講義したほか、特定非営利活動法人 手と手 浅野目代表理事による視覚障がい者疑似体験などを実施。
- 学生からは「関心を持つことから始めようと思う」、「本当に知らないことばかりで貴重な機会となった」等と感想。

開催概要

- ・日 時：令和7年2月25日（金）14:00～16:00
- ・共 催：北海道開発局、北星学園大学
- ・参加者：北星学園大学生等 15名

○次 第

- ・開 会：「北海道開発局の紹介」
（北海道開発局開発監理部開発調査官 阪元 浩貴）
- ・講 義：以下参照
- ・閉 会：北星学園大学 鈴木克典教授から総括



講義概要

講義①「北海道開発局による建築物のバリアフリーの取組みについて」

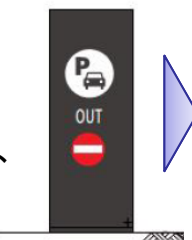
北海道開発局 営繕部 営繕整備課 課長補佐 高田 繁樹

・建築物関連のバリアフリー法・ユニバーサルデザインの概要について、具体的事例を用いて分かりやすく説明。



ユニバーサルデザインの視点に立った検討の事例

- ・帯広第2地方合同庁舎の例では、UDの視点に立った庁舎整備を行うため、地域連携懇談会を設置し、提案の聴取や意見交換等を実施。
- ・検討を行った事例の一つとして、**出口にも駐車場のマークを入れていたが「間違っ**



当初サイン計画



実際のサイン
（出口部）

講義②「視覚障がい者疑似体験及び車椅子体験」

特定非営利活動法人 手と手 代表理事 浅野目 祥子 氏
移動等円滑化評価会議北海道分科会 委員

・視覚障がい者の介助方法等について、自らの活動経験や自身が演技指導を行った映画「こんな夜更けにバナナかよ」での体験などを通じて、学生にも興味深く説明。
※車椅子・白杖などは北海道運輸局から貸与



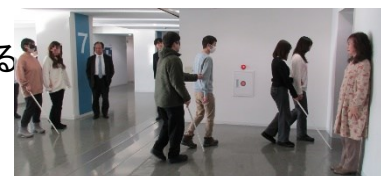
視覚障がい者疑似体験

自分の立場と違う人の視点を理解して、理解の幅を広げることが重要です。



階段昇降体験

- ・階段昇降前は**階段があることを、ある程度近づいてから伝える**（まだかまだか、と怖がる）。
- ・**エレベーター（EV）内の鏡は、車椅子で後ろ向きにEVを降りる際のバックミラーとなるもの。**



エレベーター乗降体験

・介助者がしてはいけない3つのこと

- ①白杖を持って指示したり、触ったりすること。
- ②言葉ではなく身体を押しったり引っ張ったりして誘導すること。
- ③周りに何も無い場所にポツンと一人放っておくこと。

共栄小学校、札幌市営地下鉄におけるバリアフリー教室の開催

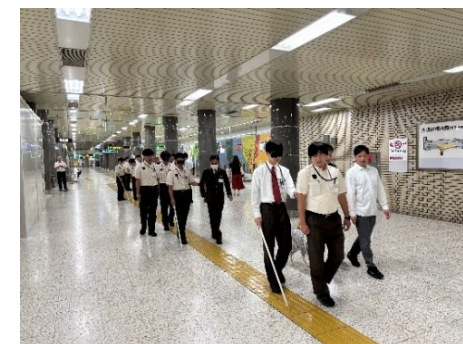
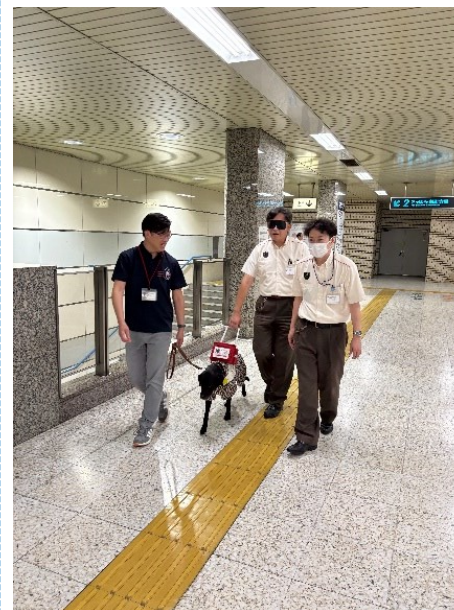
札幌市立共栄小学校にて、小学4年生を対象に、バリアフリー教室を開催し、視覚障がい者・車いす利用者疑似・介助体験を行った。

- 開催日程：令和7年5月14日（水）
- 主催：北海道運輸局
- 参加者：札幌市立共栄小学校 4年生80名
- 実施概要
 - ・視覚障がい者疑似・介助体験
 - ・車いす利用者疑似・介助体験



札幌市営地下鉄東豊線 大通駅にて、札幌市交通局等の職員を対象にバリアフリー教室を開催し、障がい当事者による講話の後、視覚障がい者疑似・介助体験を行った。

- 開催日程：令和7年8月8日（金）
- 主催：北海道運輸局
- 協力：（特非）プリズムさっぽろ、（公財）北海道盲導犬協会
- 参加者：札幌市交通局等職員14名
- 実施概要
 - ・障がい当事者の講話
 - ・視覚障がい者疑似・介助体験

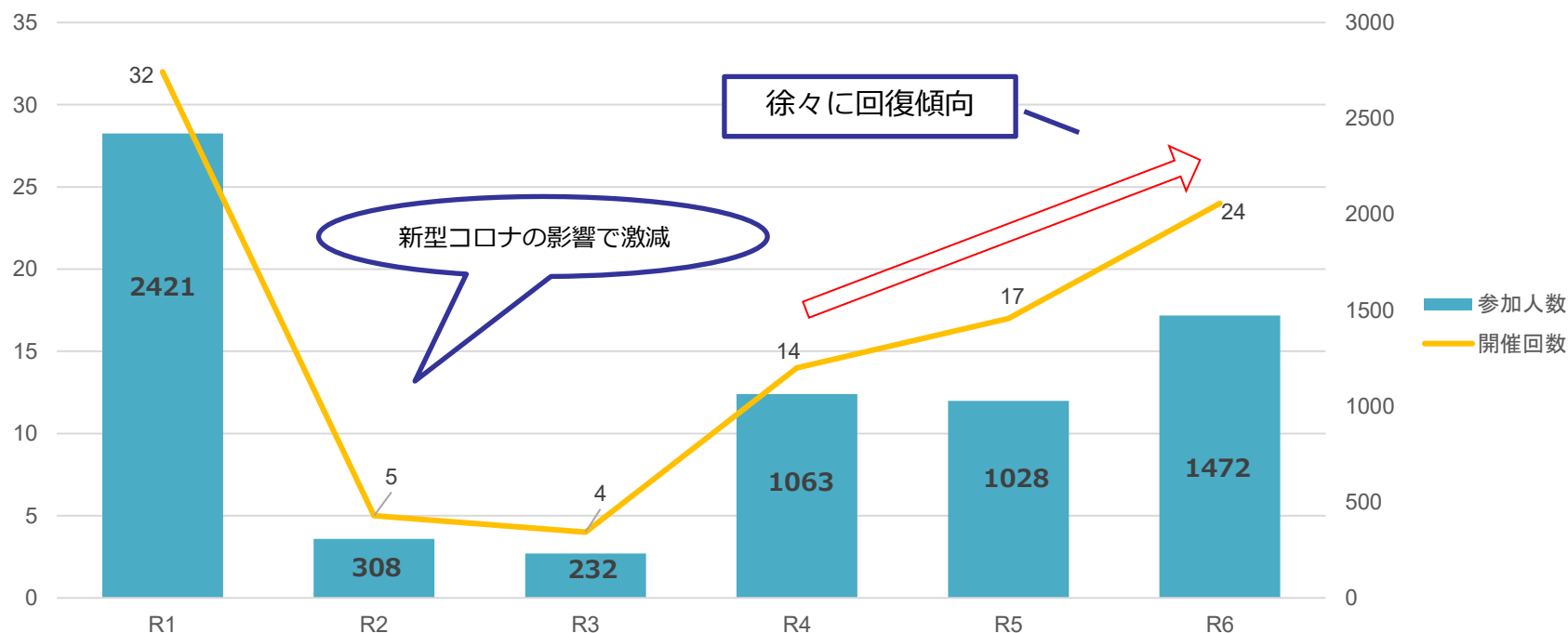


「バリアフリー教室」を開催し、疑似体験、介助体験、バリアフリー化された施設の体験等をしていただく場を提供しています。

また、地域が行っている、学校、地方公共団体、NPO、ボランティア団体、障害者団体、福祉施設など多様な主体が、お互いに連携しながら同様の取り組みや活動に対して、情報提供等の支援を行っています。

開催実績（概要）

年度	令和元年度	・・・	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	32回		14回	17回	24回
人数	2,421名		1,063名	1,028名	1,472名



開催実績（詳細）令和6年度

日 程	場 所	参加対象者	参加人数	内 容
5月16日	仙台医療福祉専門学校	専門学校生	29	高齢者疑似体験 （車椅子体験） 視覚障害者疑似体験
6月20日	仙台市立東宮城野小学校	小学生	29	高齢者疑似体験 車椅子体験
6月25日	仙台市立住吉台小学校	小学生	68	高齢者疑似体験
6月28日	仙台市立将監中央小学校	小学生	80	高齢者疑似体験
7月2日	仙台市立住吉台小学校	小学生	68	障がい当事者の方からの講話
7月11日	秋田市立保戸野小学校	小学生	40	高齢者疑似体験
8月8日	山形県ハイヤー協会	タクシー乗務員	17	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
8月9日	山形県ハイヤー協会	タクシー乗務員	11	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
9月4日	秋田運輸支局 (秋田工業高校インターンシップ)	高校生	6	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
9月13日	川尻小学校	小学生	61	高齢者疑似体験
9月14日	アゴラ広場（バスまつり）	イベント来訪者	105	視覚障害者疑似体験
9月18日	地下鉄仙台駅	委託駅係員	20	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
9月19日	地下鉄仙台駅	委託駅係員	20	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
9月20日	地下鉄仙台駅	委託駅係員	20	高齢者疑似体験 視覚障害者疑似体験
9月25日	楽天モバイルパーク宮城	小学生	72	車椅子体験 障がい当事者の方からの講話 設備説明

日程	場所	参加対象者	参加人数	内容
10月5日	勾当台公園（交通フェスタ2024）	イベント来訪者	289	視覚障害者疑似体験
10月16日	仙台市立通町小学校 （てらまちフェスタ2024）	イベント来訪者	120	高齢者疑似体験
10月20日	仙台市立住吉台中学校	中学生	21	高齢者疑似体験
10月31日	仙台市立鶴谷東小学校	小学生	25	高齢者疑似体験
11月22日	仙台市立幸町南小学校	小学生	41	高齢者疑似体験
12月20日	仙台市立鶴谷小学校	小学生	72	高齢者疑似体験
1月14日	仙台市立榴岡小学校	小学生	150	高齢者疑似体験 車椅子体験 視覚障害者疑似体験
2月5日	東北運輸局	東北運輸局職員 自動車事故対策機 構職員	21	車椅子体験 障がい当事者の方からの講話 ディスカッション 高齢者疑似体験
3月7日	塩竈市津波防災センター	小学生	87	車椅子体験 座学「心のバリアフリー」など

上記の取組に合わせて、「心のバリアフリー」や公共施設の適正利用について配布・説明を行っています。

心のバリアフリーとは

国土交通省

さまざまな「こころ」や「からだ」の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いに理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

「無関心」「何気なく作ってしまっているバリア」を無くし、



バリアを感じている人の身になって

考え行動する、コミュニケーションをとる



国土交通省



国土交通省



国土交通省



国土交通省

高齢者疑似体験 等

【開催概要】

実施日：令和7年3月

場 所：塩竈市津波防災センター、塩竈市営汽船旅客船乗り場

主 催：塩竈市市民生活部浦戸振興課

体に重りやサポーター、ゴーグル等を装着しての歩行、車椅子で停泊中の旅客船への乗降体験や、「心のバリアフリー」についての座学を実施しました。

【主な感想】

- ・『車椅子に乗った状態で動くとき、声かけが安心した。』
- ・『船内で車椅子を押して回ったとき、狭くてきつくて大変だった。』
- ・『耳が聞こえづらく、身体が重いため、おじいさんおばあさんは歩くのが大変だと思った。』



視覚障害者疑似体験

【開催概要】

実施日：令和6年10月

場 所：勾当台公園いこいのゾーン

主 催：仙台市・仙台市交通局

「交通フェスタ2024」会場で視覚障害者疑似体験のブースを設け、アイマスク・白杖を使って、点字ブロック上を歩行する体験を実施しました。

【主な感想】

- ・『一人で歩くことは思った以上に怖いことだと知った。頭上に障害物があると気づけない。』
- ・『目の不自由な方にとって点字ブロックをふさいでしまうことが危険だと知った。』
- ・『困っている人がいたら助けてあげることが大事だと思った。』



車椅子乗降体験 等

【開催概要】

実施日：令和6年9月

場 所：楽天モバイルパーク宮城

参加者：仙台市立原町小学校4年生

主 催：東北運輸局

協 力：株式会社楽天野球団、仙台市社会福祉協議会、NPO法人仙台バリアフリースターセンター

内野車椅子席までの移動・介助体験、バリアフリープロモーター（車椅子利用者）からの日常生活に関わる講話や、楽天野球団職員による施設見学・説明を実施しました。

【主な感想】

- 『車椅子体験を通して、段差は自分一人では通ることができないということが分かり、車椅子の方にはお手伝いが必要だということが分かった』
- 『講話を聞き、車椅子の人にとって何が困ってしまうことなのかがわかった。困っている人を見かけたら声をかけてみようと思う。』



職員研修

【開催概要】

実施日：令和7年2月

場 所：東北運輸局2階専用会議室（オンライン併用）

参加者：東北運輸局・自動車事故対策機構仙台主管支所

協 力：仙台市社会福祉協議会

車椅子利用者による講話、庁舎内外を巡る車椅子体験や、庁舎に様々な障がいを持った方が来所することを想定したケーススタディを取り入れてのグループディスカッションを実施しました。

【参加職員からの感想】

- 『障害の程度によって求める支援が違ふと身をもって感じた。また、身のまわりにバリアがあふれていることに気づくことができた。』
- 『グループディスカッションでは、講師の方の「できないことはできないでいい。最大限寄り添うことが心のバリアを取り除くことに繋がる」という言葉がとても印象に残った。』



実施主旨

車椅子使用者用駐車施設等については、本来であれば必要としない人が利用することにより、真に必要な人が利用できない状況が見られるなど、適正利用についての課題が指摘されています。

このため、国土交通省では、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの策定や、全国の自治体におけるパーキング・パーミット制度の導入促進、ポスター・チラシ等による広報啓発などに取り組んでいます。

実施概要

ガイドラインや各県パーキングパーミット制度の趣旨を踏まえ、東北運輸局管内の庁舎管理者あてパーキングパーミット制度登録について駐車区画運用方法の検討を依頼し、特段の事情が無い限り登録いただくよう周知を実施しております。

東北運輸局管内庁舎の登録状況

登録済 (8)	岩手運輸支局	岩手運輸支局 宮古庁舎	秋田運輸支局	山形運輸支局 酒田庁舎
	福島運輸支局	石巻海事事務所	仙台第四合同庁舎 (東北運輸局)	山形運輸支局
今年度登録予定 (1)	庄内自動車検査 登録事務所			
検討中 (4)	青森運輸支局	八戸自動車検査 登録事務所	宮城運輸支局	いわき自動車 検査登録事務所

※八戸海事事務所、気仙沼海事事務所、福島運輸支局小名浜庁舎は他省庁管理

実施経緯

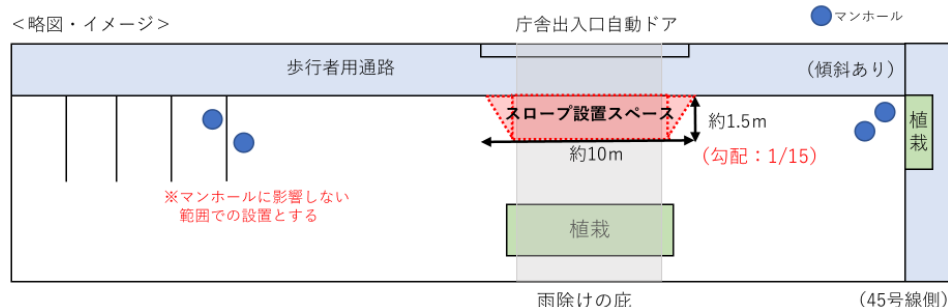
過去、車椅子来庁者が正面玄関でタクシーを降りたところ、段差により入ることができなかった（結果的に横断歩道まで降りてスロープを上った）との指摘があり、実施したものです。

工事概要

■仙台第4合同庁舎 正面出入口スロープ設置工事 について

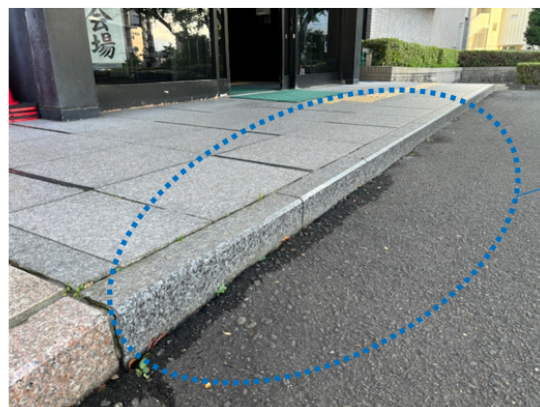
R6.7.26 作成

<略図・イメージ>



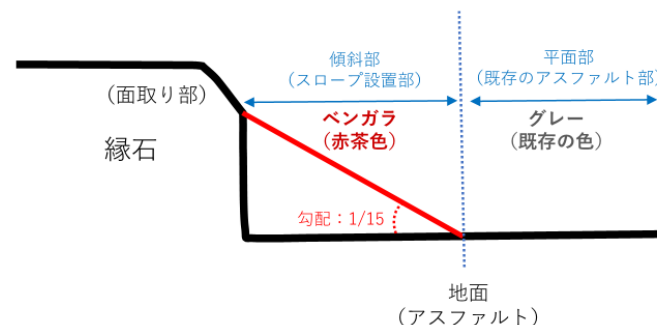
■スロープの仕様詳細

- ・勾配1/15（誘導化基準）
- ・傾斜部と通路は識別できるよう、アスファルトの材質を変えて明確にする（円滑化基準）
- ※傾斜部の色：ベンガラ（赤茶色）
- ・範囲は出入口前の横約10m×縦約1.5m（＝15.0㎡）



現在の庁舎出入口前

<横から見た図（施工イメージ）>



実施前後写真

実施前



実施後



実施概要

各市町村へ移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想の作成に向けたプロモートを実施しております。

○プロモート内容

概要説明、作成メリット、全国他自治体の作成事例紹介、作成にかかる補助の説明等

○プロモート自治体

作成に前向きに自治体のほか、これまでプロモート実績が無い自治体へのプロモートを実施

プロモート先（共生社会推進課プロモート分）

日付	市町村			
5月14日	仙台市			
5月17日	むつ市			
6月12日	角田市			
6月19日	天童市			
10月9日	涌谷町			
10月29日	鹿角市	八幡平市		
11月8日	南部町	三戸町	五戸町	
11月19日	むつ市	東通村		
11月20日	青森市	東北町	三沢市	六戸町
3月10日	男鹿市			

共生社会推進課訪問実績：17自治体
各運輸支局等訪問実績：24自治体
令和6年度訪問実績：計41自治体

令和7年度 作成（予定）自治体
・仙台市：移動等円滑化促進方針
・むつ市：移動等円滑化促進方針

職員向けバリアフリー教室の開催

日 時：令和7年6月3日（火）10：00～15：40
場 所：北陸信越運輸局 4階 第一会議室
協 力：新潟市中央区社会福祉協議会 他
対象者：本局職員（20名）

〇実施概要

運輸局職員を対象に、国土交通省のバリアフリー施策の基礎を知ってもらうため、バリアフリーに精通した有識者の講義のほか、法律などに関する講義を実施しました。

また、見えにくくなるゴーグルや体が重くなった感覚になる重りを身につけて高齢者疑似体験、庁舎の周りをアイマスクを着用して点字ブロック上を歩いてもらう視覚障害者体験も行いました。

体験後には、グループでの振り返りや意見交換を通じて、国土交通行政においてすべての人が円滑に移動しやすいまちづくりや公共交通のサービスの実現の意義について理解を深めました。

グループワーク・意見交換での発表（要約）

〇バリアフリーに関する講義・体験を通じて気づいたことや一番心に残ったこと

- ・差別感が未だ無くせていない。周りの人がもっと助けることができるようになるべき。
- ・1つの障害への対応策が他の誰かにとって障害になりうる。
- ・テーマパーク等では音や匂いなどで変化を感じることができる。エリア間の移動においても大切なことを実感した。
- ・ハード整備だけではなく心のバリアフリーの重要性に気づいた。

〇誰もが移動しやすいまちづくりには何が必要か

- ・地域でのバリアフリー対応に差がある。自治体同士での情報共有。
- ・障害への理解。声かけや介助の大切さ。雑音や騒音を減らす。ハード整備。
- ・限られたリソースを活用しながらもスマホなどでバリアフリー技術の導入を進める。
- ・大きい文字、見やすい色の看板。光の強さ。声をかけてほしいという意思表示のマーク。

〇教室を通してあなたが所属する課など職場の人にぜひ共有したいこと

- ・被災者・事故被害者への対応時、それぞれの障害に対する理解を深めることが重要。
- ・旅客設備のバリアフリー化情報の発信が大切。
- ・様々な障害や特性に合わせた資料の作成、各種申請書、応接設備の工夫（文字の大きさ、色、点字設備等）
- ・公共交通利用時を含め、生きづらさをなくすため、お互いが理解し助け合える雰囲気作りが大切。
- ・公共交通機関でUDタクシーや福祉タクシーがあるという選択肢の多さが大切。
- ・意外なところが心のバリアフリーに繋がる。
- ・障害がある旅行者の誘客。文字だけではなく音での情報発信。



【講師による講話】



【車椅子実演・手話講座】



【高齢者疑似体験・視覚障害者体験】



【グループでの振り返り・意見交換】



日 時：令和7年7月23日（水）10：00～11：00

見学先：JR小松駅、IRいしかわ鉄道小松駅、
駅コンコース（石川県小松市）

主 催：移動等円滑化評価会議北陸信越分科会事務局

参加者：移動等円滑化評価会議北陸信越分科会委員、
施設設置管理者 計19名

（主な意見等）

- ・券売機の仕切りが狭く通りにくい箇所がある。
- ・聞こえない人への対応はどのようにしているのか。

→（施設設置管理者）駅係員とは筆談、もしくはタブレットなどで対応可能。係員不在の場合、呼び出しボタンで対応可能。

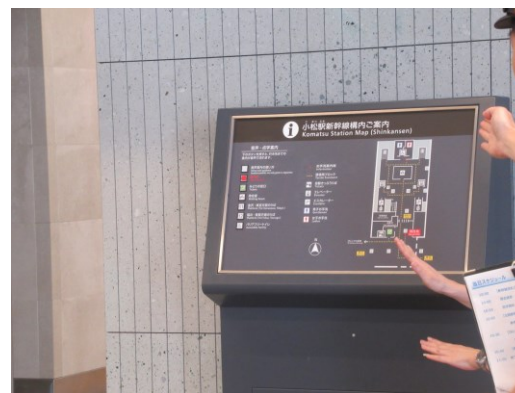
- ・視覚障害者がホーム階のエレベーターを利用する際、誘導ブロックの敷設があるもの、エレベーターの位置を示す音サインがバリアフリーガイドラインにはないため、見つけにくいという状況が課題。

・自分は何番線にいるかわかるような音声案内が設置されているとよい。

- ・音声案内が付いている箇所を再度確認してほしい。

・みどりの窓口は室内中央に構造柱が設計されているが、それがカウンターに向かう経路の目印・サインになっていて、事業者の工夫が感じられるのが良い。

・衝突防止のアイコンが目立ってない印象。子どもが駆け出してきたときに危ない。



バリアフリー体験参加者：24組 予約枠（4組×6）

開催日程：令和6年8月6日(火)

開催場所：瀬戸市社会福祉保健センター(やすらぎ会館)

主催：中部運輸局(交通政策部バリアフリー推進課)

協力：社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会
独立行政法人自動車事故対策機構名古屋支所
名鉄バス株式会社

参加者：小学4年生から中学3年生 20名



瀬戸市社会福祉協議会で毎年開催されている「こどもふくし体験きゃらばん」において、瀬戸市内の小学4年生から中学3年生を対象に、自動車事故対策機構(NASVA)や視覚障害の方から講話をいただき、また、バリアフリークイズや車いすやアイマスクを使って低床バスの乗車体験を行いました。参加した学生からは、「実際に体験して困っている事が分かった。もし見かけたらお手伝いをしたいと思いました」という感想が聞かれました。

開催日程：令和6年10月12日(土)

開催場所：カラフルタウン岐阜

主催：中部運輸局岐阜運輸支局

一般社団法人岐阜県自動車会議所

独立行政法人自動車事故対策機構岐阜支所

協力：一般社団法人岐阜県自動車整備振興会

公益社団法人岐阜県バス協会

岐阜県タクシー協会 等

来場者数：延べ1,424人



「はたらくのりものと自動車安全・環境フェスタ2024」において、バス・タクシー協会の協力の下、点字ブロックの歩行体験、乗合バスの車いす乗降体験、UDタクシー乗車体験に取り組みました。令和7年度も10月に開催予定です。

開催日程：令和6年10月24日(木)

開催場所：静岡県三島市立西小学校・体育館等

主催：中部運輸局静岡運輸支局、三島市、

社会福祉法人三島市社会福祉協議会

協力：株式会社 東海バス沼津営業所

参加者：小学4年生 58名



障害者の方に講話をいただいた後、各グループに分かれて、車いす体験(ノンステップバス乗降体験含む)、バリアフリークイズに取り組みました。令和7年度も三島市内の小学校にて12月に開催予定です。

中部運輸局の主な取組

「心のバリアフリー教室」開催について（令和6年度②）



国土交通省

開催日程：令和6年11月7日(木)、11月8日(金)
開催場所：福井県坂井市立兵庫小学校、加戸小学校
主 催：中部運輸局(交通政策部バリアフリー推進課)
協 力：社会福祉法人坂井市社会福祉協議会
京福バス株式会社
公益社団法人福井県バス協会
参 加 者：小学4年生 15名、小学4年生 21名

兵庫小学校

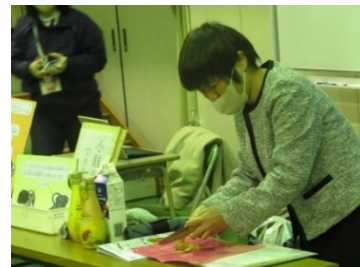


加戸小学校



障害者の方からの講話後、各グループに分かれて車いす体験(ノンステップバス乗降体験含む)、視覚障害体験に取り組みました。目隠しをした状態で名前を書く体験をした子供達からは、「目が見えていないと字を書くことも大変なことが分かった」といった感想が聞かれました。令和7年度も開催予定です。

開催日程：令和6年12月13日(金)
開催場所：名古屋市立本地丘小学校
主 催：中部運輸局(交通政策部バリアフリー推進課)
協 力：社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会
名鉄バス株式会社
参 加 者：小学5年生 9名



各グループに分かれて、視覚障害体験コースを歩いたあと、階段に移動し、目をつむって階段の上り下りを体験。視覚障がいの方に普段の生活の様子や盲導犬についてなどを講話いただき、じゃがいもの皮むきの様子なども見せていただきました。子ども達からは「盲導犬の役割がよくわかった」「お仕事中は触ったり餌をあげたりしてはいけないことがわかった」「点字ブロックが2種類あるのは初めて知った」「当事者の方々の苦労や工夫がよく分かった」といった感想がありました。令和7年度も名古屋市内の小学校にて開催予定です。

開催日程：令和7年3月8日(土)
開催場所：イオンモール熱田
主 催：愛知県、中部運輸局愛知運輸支局
協 力：一般社団法人愛知県自動車会議所
一般社団法人愛知県自動車整備振興会
公益社団法人愛知県バス協会
愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会 等
来場者数：延べ1,424人



「はたらくのりものと自動車安全・環境フェスタ」において、愛知県・名古屋タクシー協会の協力の下、点字ブロックの歩行体験やUDタクシー乗車体験に取り組みました。

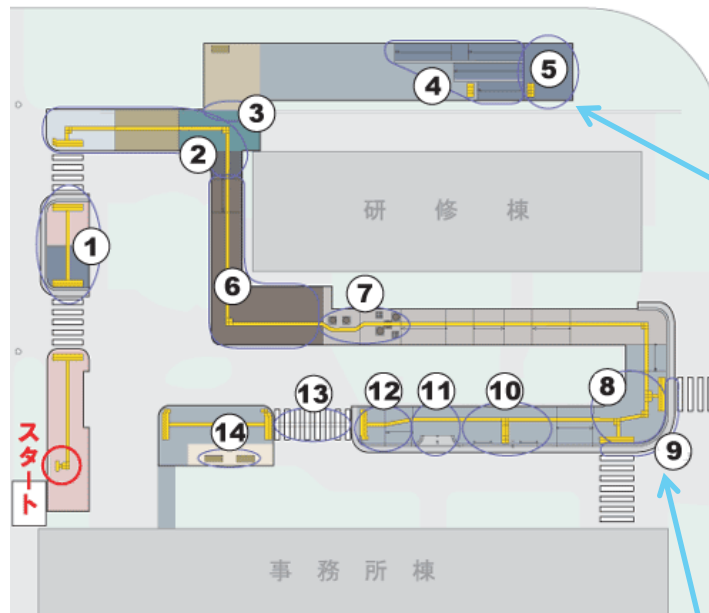
中部技術事務所におけるバリアフリー体験歩道施設

中部技術事務所構内には、バリアフリー体験歩道施設があり、開庁日の午前10時から12時まで、および午後2時から4時まで、体験参加の受付をしています（利用申込書の提出による事前申込みが必要です）。

中部技術事務所HP バリアフリー歩道体験【<https://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/barrierfree/index.html>】

バリアフリー体験施設 14種類

- ①透水性舗装
- ②誘導ブロックと舗装面の輝度比
- ③グレーチング（側溝のふた）
- ④スロープ（坂路5・8・12%）
- ⑤車いすの回転スペース
- ⑥ガタツキの少ないブロック舗装
- ⑦誘導ブロックとマンホール
- ⑧交差点付近の誘導ブロック
- ⑨歩道と車道の段差（0・1・2・3cm）
- ⑩バス停
- ⑪車両乗り入れ部
- ⑫斜めの誘導ブロック
- ⑬エスコートゾーン
- ⑭ユニバーサルデザインベンチ



車いす体験

車いすに乗り、坂や段差を体験します

④スロープ（坂路：5・8・12%）走行体験

縦断勾配5%（1m進むと5cm上がる）、8%（1m進むと8cm上がる）、12%（1m進むと12cm上がる）の坂を車いすで上り下りします。

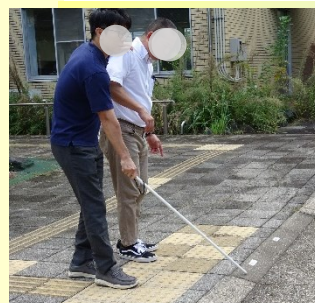


出来る限り介助者に押してもらうことなく、自分の力だけで上ってもらいます。

3cmの段差は勢いだけでは上がりません。実際に車いすで生活している職員からコツを教してもらっています。



ブロックの上に自転車を置き、誘導ブロック上の障害物が視覚障がい者にとってどれほど邪魔なものか体験します。



⑨段差（0・1・2・3cm）走行体験

歩車道段差0cm、1cm、2cm、3cmを体験します。（白杖・車いすとも）



歩道をまっすぐ歩くだけでなく、交差点や分岐、高さの違う歩車道の段差など、さまざまな体験をします。

視覚障がい者体験

目隠しや目を閉じた状態で介助者と誘導ブロックの上を白杖を使って歩きます。

＜令和6年度における体験実績＞

中学生、自治体の方など、計100名の方に体験していただきました。多くの方に障がい者への理解、バリアフリーへの意識向上となる貴重な体験となったとの感想をいただきました。

- R1に新たに追加指定された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく特定道路のバリアフリー化に取り組んでいる
- 管内（4県）の特定道路約18kmのうち約17kmが整備済みであり、残る区間の整備を推進する

整備予定区間 三重県伊勢市 国道23号宇治浦田町交差点～宇治今在家町（約700m）

伊勢神宮等の観光施設が集積し多くの観光客が訪れる地域であることから、伊勢市交通バリアフリー基本構想で五十鈴川駅周辺地区として重点整備地区に位置付けられており、バリアフリー化整備が必要とされている地域

整備前の状況

- 視覚障がい者誘導ブロック等が未整備
- 歩道内に電柱が占用
- 伊勢南電線共同溝事業と合わせて整備を推進



【宇治中之切町付近（下り線側）】

整備後のイメージ

- 視覚障がい者誘導ブロックを整備
- 車いす等の身体障がい者や高齢者が通行しやすい歩道空間を整備



【伊勢市楠部町付近（上り線側）】

- 2026年に愛知県で開催が予定されているアジア競技大会の競技会場までのアクセスルートについて、バリアフリー化の推進を図っている。
- Aichi-Nagoya2026アクセシビリティ・ガイドラインを可能な範囲で満たすレベルの整備を行っていく。

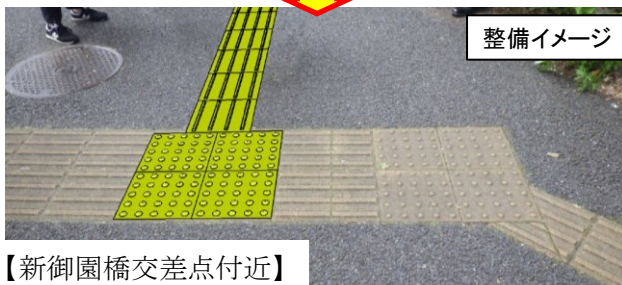
対策事例

名古屋市営地下鉄丸の内駅出口～公館東西第3号線終点部(約500m)

陸上競技(競歩)が行われる市役所周辺コースの西側に設置する観客入口までのアクセスルートを対象に、連続的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、合わせてルート内の段差の解消を実施する。

視覚障がい者誘導用ブロックの設置

- アクセスルート間に視覚障がい者誘導用ブロックを整備することにより、視覚障がい者が安全に歩くことが可能。



【新御園橋交差点付近】

ルート内の段差の解消

- 車いす等の身体障がい者や高齢者の通行の安全性向上。



【新御園橋交差点付近】

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者が市が行う施設整備に参画する場を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取り組みを行う。（令和7年度事業開始予定）

バリアフリー整備相談支援事業のイメージ

健康福祉局（＝事務局）において当事者参画の場を設置し、市が行う施設整備への当事者意見を聴取するとともに、施設職員へのバリアフリーに関する研修や当事者意見を活用して民間への啓発を実施する。あわせて、意見を蓄積し、福祉都市環境整備指針への反映を検討する。

バリアフリー庁内推進会議
（健康福祉局主管副市長、各局長等）

福祉のまちづくり推進会議
（学識経験者・福祉関係者等）

連絡調整

連携構築

報告

意見

当事者参画の場（事務局：健康福祉局（一部事務委託））

令和7年9月
第1回開催

①依頼

②事前研修・準備支援

③整備概要説明

④適宜調整

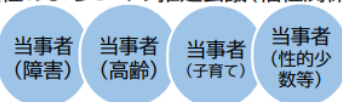
⑤対応方針説明

⑥研修・事後検証

市施設等の整備に関し、バリアフリーの観点から当事者の意見聴取などを行う場

1 構成団体

- 以下の団体等に参画を依頼
- ・障害者団体連絡会
 - ・福祉のまちづくり推進会議（福祉関係）



2 実施時期

- 適切なタイミングで実施
- ①基本構想・計画【必須】
 - ②基本設計 ③実施設計
 - ④施工（着工後）
 - ⑤事後検証（竣工後）

3 実施方法（オンライン併用）

- ・説明会
- ・アンケート（メール等）
- ・現地調査（まち歩き）
- ・ワークショップ等

相談
助言

相談
助言

相談
助言

啓発

意見を集約・整理し公表

（順次拡大 時期未定）

啓発

適用

意見を蓄積し、福祉都市環境整備指針に反映

当事者参画の対象

1 要件

市施設等の整備のうち、以下のいずれかに該当するもの

（1）市が実施する施設等の整備のうち以下のいずれかに該当するもの

- ア 公共建築物：特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等

【主な公共建築物の例】

特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）	《当事者参画の対象》
・会館ホール（公会堂、市民会館 等） ・文化教養施設（国際センター、市民ギャラリー 等） ・スポーツ施設（瑞穂運動場、総合体育館 等） ・障害者福祉施設（障害者スポーツセンター 等） ・博物館、美術館 ・庁舎（市役所、区役所 等） ・文化小劇場 ・生涯学習センター ・スポーツセンター ・小学校、中学校	約600施設
特別特定建築物（床面積2,000㎡未満）	《一覧で情報提供》
・地域センター ・地区会館 ・図書館 ・プール ・児童館 ・福祉会館	約200施設

※特別特定建築物への該当、床面積等は計画通知による最終判断が必要

イ 道路：特定道路の新設又は改築

ウ 公園：都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等円滑化園路を含む大規模な再整備

エ 公共交通機関：特定旅客施設の新設又は大規模な改良

（2）施設等所管課が希望するもの

（3）事務局が特に必要と認めるもの（当事者の要望を踏まえて検討）

2 その他情報提供

小規模な公共建築物の整備等は一覧にして情報提供

スケジュールのイメージ

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R7年度 21件	臨時 意見聴取会	当事者 参画	設計 対応方針説明	施工	研修	検証
R8年度 15件程度		当事者 参画	設計 対応方針説明	施工	研修	検証
以降			：			

中部国際空港における
ユニバーサルデザイン(UD)の取り組みについて



2025年9月17日
中部国際空港株式会社
CX・UD推進グループ

開港時のUD ポイント

centrail は....

- 1 基本構想段階から当時は普及していなかったUDの追求を打ち出した
- 2 UD研究会を組織し 専門家・ユーザー・ステークホルダー・メーカーが協業してターミナルビルを作り上げた(日本初)
- 3 UD研究会は延べ142回の会合を実施し 基本設計・実施設計・施工の各段階で徹底的な議論を行った
- 4 先駆的で今日でも通用するターミナル・設備を作り上げた
- 5 開港をもってUD研究会の活動は停止した

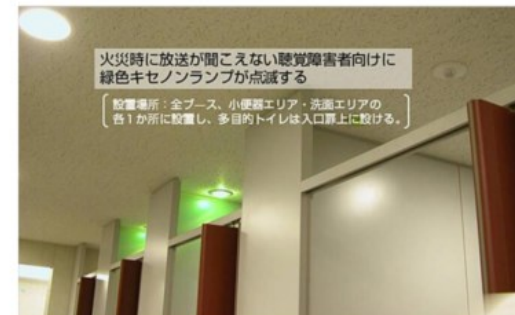
開港時のUD 成果の一例



多様なニーズに応える一般トイレ



機能が充実した多目的トイレ
(バリアフリースペースの先駆け)



聴覚障害者に配慮した緊急時用ライト
(現在は消防ガイドライン化)



弱視の方でも使える床模様
(第1ターミナル制限エリア内)



段差のない動く歩道
(第1ターミナル制限エリア内) など



GOOD
DESIGN

～開港から20年～ 再始動したUDポイント

centrair は....

- 1 開港後はUDを点検・改善する体制を構築できなかった
- 2 時代の変化とともにUDに関する課題が蓄積していた
- 3 2023年度にUD推進活動を再始動させた
- 4 UD総点検を実施しユーザーとともに課題抽出を行った
- 5 UD懇談会を設置し課題解決に着手している

再始動したUD セントレアのUDコンセプト

ありたい姿

みんなで作り続けるUD先進空港

めざすこと



うごきやすく

単純で楽な移動



つかいやすく

初めてでも利用しやすい設備・機器



わかりやすく

さまざまな手段で入手できる情報



すごしやすく

身も心も落ち着く環境



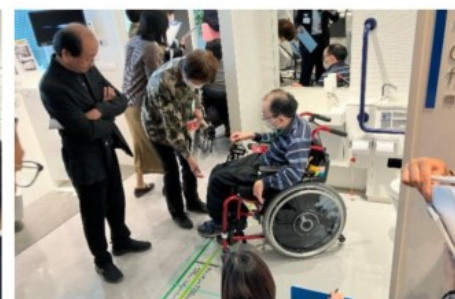
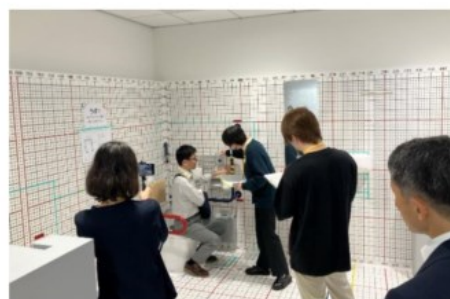
たよりやすく

安心して受けられる手伝い・支援

ガイドライン

今後「めざすこと」に沿って領域ごとに策定

再始動したUD



UD総点検で明らかとなった課題改善・新規設備のモックアップ検証を実施

京都文教大学の臨床心理学科の1年生を対象に、バリアフリーについて学習・考察するとともに、その学習成果を活かして、地域における「心のバリアフリー」の推進に繋げることを目的とした「心のバリアフリー推進事業」を京都文教大学・宇治市・京都運輸支局が連携して実施しました。

学び：事前学習・体験学習・まとめ（10/10、10/17、10/31）



京都運輸支局・宇治市による説明



車椅子体験



視覚障害疑似体験



体験まとめ・出店企画



出店現場調整

実践：イベントで学生が企画・出店（11/24）

地域に大学を開放し、地域の様々な人々が集い交流する場として開催されている「ともいき（共生）フェスティバル」において、学生自らが企画した当事者体験等を通じて「心のバリアフリー」を推進。



ポスター展示



子供への視覚障害疑似体験



大学内での車椅子体験



出店改善点

昨年度予約が殺到した反省から予約状況看板を作成。見える化を図った。（予約看板）

取組改善に向けて

3月4日に開催した障害当事者、交通事業者、行政、学識等による宇治市交通バリアフリー検討委員会において、学生による取組発表を行い次年度以降の取り組みについてご意見をいただいた。

令和7年度の取組

心のバリアフリーのさらなる啓発を図るため、この取組を継続するとともに、上乘せする形で全学年を対象にプロジェクト科目を後期授業で実施予定。



近畿地方整備局 バリアフリー教室の実施

- 実際に身をもって体験することにより交通バリアフリーに対する理解を一層深め、道路空間の利便性・安全性のより一層の向上に努めていく事が重要と考え、近畿技術事務所構内に車いす体験、白杖・アイマスク体験ができる実物大の「交通バリアフリー比較体験コース」を構築しています。
- 令和6年度は12回実施し、民間企業、府市、大学、中学校、小学校等、延べ307名が体験。令和7年度も5月末現在、民間企業、府市、中学生等延べ54名が体験。

【体験の様子(令和7年5月)】

車いすは、わずかな段差でものぼりにくいと分かった。



車いす体験

白杖の時に自転車を置かれたら、とても歩きにくかった。



白杖・アイマスク体験

当事者の参画による取り組み

バリアフリー教室の実施

◇姫路市立 神南中学校

日時：令和6年 5月20日（座学）
令和6年 6月 3日（体験）

人数：56名

内容：車いす使用体験・同介助体験
視覚障害体験
バス乗降体験 他

◇姫路市立 坊勢中学校

日時：令和6年10月1日（座学・体験）

人数：24名

内容：車いす使用体験・同介助体験
聴覚障害者による講話
旅客船乗降体験 他

◇しあわせの村（一般）

日時：令和6年10月 6日（体験）

人数：200名

内容：車いす使用体験・視覚障害体験



職員向けバリアフリー研修の実施

◇神戸運輸監理部職員対象研修

日時：令和6年12月 9日（第1回）
令和7年 1月27日（第2回）

人数：第1回6名、第2回8名

<概要>

車椅子使用者（当事者）と有識者の協力を得て講演後、実演（屋内、屋外）を実施した。

研修内容

- ・「心のバリアフリー」と「合理的配慮」について（講演）
- ・車椅子から見える世界（講演）
- ・体験学習（車椅子による屋内・屋外の体験）
- ・質疑、意見交換



旅客船事業者への教育訓練の実施

◇旅客船における緊急時の非常退船訓練

日時：令和6年10月16日

場所：宮崎カーフェリー株式会社
「フェリーたかちほ」

<概要>

神戸港発着のカーフェリーにおいて、緊急時を想定した非常退船訓練を実施した。

訓練では、一般旅客の他、車いす利用者（当事者）や視覚・聴覚障害者（疑似）の誘導訓練も併せて実施した。

訓練後には、当事者をはじめアドバイザーの方と従業員との間で意見交換を行い、当事者目線でのよりよいサポート体制への助言をいただいた。



エレベーター付リムジンバス発表・体験会

- 日 時：令和7年2月19日（水）16:00～17:00
- 場 所：中国運輸局 広島運輸支局
- 参加者：車椅子利用者、中国運輸局広島運輸支局職員、
支局構内の自動車関係団体職員
- 主 催：芸陽バス株式会社、中国運輸局
- 内 容：バリアフリーバス車両の説明、「障害の社会モデル」講話、
車椅子利用者によるデモンストレーション、会場周辺の体験走行

◆取組のポイント◆

- ・中国運輸局、支局構内関係団体職員への「**障害の社会モデル**」、
「**心のバリアフリーの啓発**」
- ・エレベーター部分だけではなく、車椅子利用者2名を乗せ
走行することで実際の**乗り心地も体験いただいたこと**。

バリアフリーバス車両の説明

車椅子利用者による
デモンストレーション

「障害の社会モデル」講話

会場周辺の体験走行

車椅子利用者による
感想



《エレベーター付リムジンバスについて》
「車椅子用エレベーター」、「車椅子スペース」を
備えたバリアフリーバス車両です。車椅子に乗っ
た状態でのリムジンバスへの乗車が可能です。
中国地方では令和6年4月に広島空港リムジン
線で初導入されました。1日5往復の運行でし
たが、この追加導入により増便され、車椅子利用
者の方が利用しやすくなることが期待されます。

《車椅子利用者の感想》

- ・リフト付きバスとは異なり、周りが囲まれた状態で乗降するため、安心感があった。
- ・雨風や人目にさらされないため、**ストレスなく乗車できた。**
- ・運転手さんの対応が丁寧だった。
- ・サスペンションがよかった。
- ・乗車に時間がかかると思ったが、そうでもなくあっという間に乗車固定されていた。
- ・高い位置での車窓の風景はとてもよい。
- ・**乗車時も、外の景色が見やすく、手すりもしっかりしていた。**

中国技術事務所バリアフリー教室

○日 時：令和7年5月9日（金）9:20～11:50

○場 所：中国地方整備局中国技術事務所

○参加者：広島市立船越小学校5年生 73名

○主 催：中国運輸局、中国地方整備局

○協 力：広島市立船越小学校、芸陽バス株式会社、NPO法人日本頸髄損傷LifeNet 徳政 宏一 氏（講師）

○内 容：視覚障害者、車椅子、高齢者といった当事者体験、インフラDX体験、バスの乗り方教室

◆取組のポイント◆

- ・専用施設を備えた中国技術事務所内での**バリアフリー体験**
- ・**中国運輸局・中国地方整備局**合同での開催

車椅子体験



視覚障害者体験



高齢者体験



バスの乗り方教室



インフラDX体験
(写真はAR体験)



《講師による講話》※一部抜粋

「まちなかで困っている人を見かけたら『**何かお手伝いしましょうか**』と声をかけてほしい。この一言でまちに笑顔が増えると思う」と徳政さんからのお話。

また、児童らは「階段があった場合はどうしているのか」など積極的に質問をしていました。



《参加児童からの感想》

- ・しかいが見えなくてびっくりした
- ・おじいちゃんまたはおばあちゃんに「はやく」と言っている人に教えたくなった。
- ・足も体も重くて見えにくくて高齢者の人の大変さがわかった。
- ・(視覚障害者体験では)こけそうになってこわかった。ついていた人が助けてくれて大丈夫だった。
- ・(車椅子体験では)坂を下るときゆれてこわかった。
- ・(バスでは)車いすの人にとってのバリアフリーがよいいされているのがすごいと思った
- ・(車椅子の人用に)席の下にボタンがあるとはおもわずびっくりしました
- ・障害者の方や高齢者の方がこまっていたら助けることが今日からできると思いました。

広島空港バリアフリー教室

- 日 時：令和7年6月27日（金）13:20～15:00
- 場 所：広島空港旅客ターミナルビル2階
- 参加者：三原市立本郷西小学校4年生 26名
- 主 催：中国運輸局
- 協 力：三原市本郷西小学校、社会福祉法人三原市社会福祉協議会、広島国際空港株式会社
- 内 容：地元の小学生を対象にした広島空港内でのバリアフリー教室

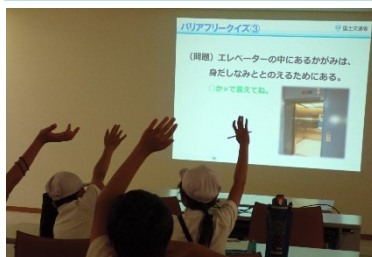
◆取組のポイント◆

- ・**当事者体験**と**知識の習得**の両面から学習を進めたこと
- ・**社協・空港職員との交流**によりバリアフリーを学んだこと

①車椅子体験



②バリアフリークイズ



③バリアフリースイール見学



④空港説明



⑤社協職員による講話・質問コーナー



《児童からの質問コーナー》※一部抜粋

Q. 補助犬は機内に乗ることはできるのか？

A. 足元に乗せることで搭乗が可能。航空会社によっては、証明書が必要な場合もある。海外の場合は、それぞれの法律に従い書類を提出する必要がある。

Q. 外国の方の耳が聞こえない場合のコミュニケーションの取り方は？

A. スマホの翻訳機能やポケトークという小型翻訳機を使ってコミュニケーションをとる。手話を使う場合もあるが、手話は日本と外国で少し違う。

社協の方の講話では、「一番怖いことは、無関心になること。心のバリアフリーが進んでいくと安心感につながる。」とお話がありました。

《参加児童からの感想》

- ・バリアの意味や、障害の人はこんなに大変なことが分かりました。
- ・ヘルプマークのことについて、見た目では、分かりづらい人が障害を周りの人に知らせるマークだということを知れた。
- ・エレベーターの鏡もバリアフリー設備だったと知って、バリアフリー設備は身の回りの色々な所にあるんだと感じた。
- ・段差や階段は車椅子の人も車椅子を押す人も大変なことが分かりました。
- ・空港にもいろいろなバリアフリー設備があるんだと思いました。
- ・不自由な人がいたら手伝ってあげる。不自由な人のじゃまにならないように行動する。
- ・障害者の方や高齢者の方がいたら席を譲ってあげたり、コミュニケーションをとったりしたいです。
- ・バリアフリーは、心のバリアをなくすためなんだと学習したので、協力していきたいです。

中国技術事務所におけるバリアフリー体験施設

◆中国技術事務所には、人材育成として バリアフリー体験施設が設けられており、中国技術事務所HPより体験学習の受付を行っています。（※2名以上の団体で、事前申込が必要）



実施日: 7月 9日	参加者: 13名	実施日: 1月30日	参加者: 9名
実施日: 9月12日	参加者: 11名	実施日: 2月26日	参加者: 10名
実施日: 10月10日	参加者: 15名	実施日: 3月 7日	参加者: 49名

◆体験施設として

- ①歩車道段差体験
- ②スロープ（傾斜路）体験
- ③車の出入口部での歩道体験
- ④歩車道段差確認
- ⑤高齢者疑似体験
- ⑥視覚障がい者誘導ブロック体験
- ⑦望ましい歩道体験

詳細につきましては、下記HPをご参照下さい。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/jinzai/index.html>

令和6年度実施状況



四国運輸局では、交通バリアフリーについての理解を深め、誰もが高齢者・障がい者等に対し、自然に快くサポートできる社会を実現するため、平成13年度から「バリアフリー教室・研修」を開催しています。

サポート方法を学ぶだけでなく、高齢者・障がい者等の困難を自らの問題として認識するきっかけとします。



【令和6年度四国運輸局バリアフリー教室開催状況】

実施日	開催場所	参加者	対象
令和6年5月16日	JR高松駅	12名	四国運輸局・独立行政法人自動車技術総合機構・四国地方整備局職員
令和6年6月24日	高松市立亀阜小学校	99名	小学生(5年生)
令和6年9月25日	高松市立花園小学校	45名	小学生(3年生)
令和6年10月30日	鳴門市林崎小学校	50名	小学生(4年生)
令和6年11月1日	西条市立楠河小学校	30名	小学生(5・6年生)
令和6年11月6日	徳島市上八万小学校	61名	小学生(3年生)
令和6年12月3日	ことでんバス株式会社	10名	乗務員
令和6年12月6日	高知空港ターミナルビル	29名	高知空港内事業者職員

☆バリアフリー教室を体験された児童の皆さんからいただいた感想（一部抜粋）☆

- この勉強で目が不自由な人や足が動かない人が、気持ちよく過ごせるには、どうしたらいいんだろうと考えようと思いました。
- 勇気がとてもいると思うけれどしょうがい者の方に声をかけ、自分ができることを行動へつなげたいです。
- この体験でふだんから考えたことのないことについてバリアフリー体験でたくさん考えて勉強できて良かったです。
- この体験を友達や家族などの周りの人に教えたいです。



D（どんなときも）M（ものべがわエリアの3市が力を合わせて）O（おもてなしのところでお客様を案内する・感動をお届けする）を合言葉に地域の来訪者満足度向上とバリアフリー化推進に貢献



一般社団法人物部川DMO協議会

高知県南国市大埴甲1705-5桜ビル2階
代表理事 丸岡 克典



★取組の概要



- 特定非営利活動法人YASU海の駅クラブが主催の四国では初となる「ユニバーサルビーチ」の運営に携わり、支援学校や福祉施設への教育、団体旅行への誘致活動等に取り組んでいる。また、「ユニバーサルビーチ」以外の新たな地域の可能性を発見するために、観光庁の補助金等を活用したモニターツアーの実施により、障がい者でも楽しめる山登り体験やグランピング体験など新たな地域のポテンシャルを発見し、コンテンツ及び旅行商品の造成へと繋げている。
- 受入れ環境改善の取組として、高知県の協力のもとエリア内のバリアフリー状況の調査事業を実施し、ハード面での課題の洗い出しのみならず、障がい者及びインバウンド等を受け入れることに消極的な事業者の心のバリアを取り除くことに繋げている。

(四国地方整備局・四国運輸局共催)

日時 令和7年1月29日(水) 14:00~16:00

場所 高松サポート合同庁舎南館3F 海技試験場(オンライン・対面形式開催)
内容

- ① バリアフリー法における移動等円滑化促進方針・基本構想の策定促進について
国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課
- ② 国土交通省における建築物バリアフリー化の取組について
四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課
- ③ 共生社会と多様性
一般社団法人 IINE 代表 田村 治仁 氏

出席者 四国6自治体、5団体(公共交通事業者、業界団体等)、
大阪航空局、四国地方整備局、四国運輸局職員

令和6年度 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成支援
及び「障害の社会モデル」の理解促進に関するセミナー 開催概要

- | | |
|-----|--|
| 日時 | 令和7年1月29日(水)14:00~16:00 |
| 場所 | 対面・オンライン併用(Microsoft Teamsを使用)
対面: 高松サポート合同庁舎南館3F 海技試験場 |
| 出席者 | 四国内地方公共団体、交通事業者・協会、その他行政職員等 |
| 内容 | ① バリアフリー法における移動等円滑化促進方針・
基本構想の策定促進について
国土交通省 総合政策局 / バリアフリー政策課

② 国土交通省における建築物バリアフリー化の取組について
四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

③ 共生社会と多様性
一般社団法人 IINE 代表 田村 治仁 氏 |



一般社団法人 IINE 代表 田村 治仁 氏

第二部の「障害の社会モデル」の理解促進に関するセミナーでは、一般社団法人 IINE 代表の田村様をお招きし、「共生社会と多様性」をテーマとして、田村様の事故当時から現在までの社会のハード面、ソフト面の両面の変化について、実際に田村様が遭遇した場面も交えてご講演いただきました。共生社会の実現には、当事者の目線に立った疑似体験や話し合い等を通して、相互理解を深めることが大切だとお話しいただきました。

参加者の皆さんからは、普段生活している中で、気づけないといけないことや、気づかなかったことを知る機会になり、参考になったとの声をいただきました。

上記セミナーでは、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成支援に関する説明のほか、一般社団法人 IINE の代表を務められる田村 治仁 氏のご協力のもと「障害の社会モデル」の理解促進に関するセミナーを開催いたしました。

セミナーでは、学校等での講演会・体験会を通じた障害者スポーツの普及活動をされる中で気づき感じた、田村氏の思われる「共生社会・多様性」についてお話しいただきました。

参加者いただいた方からは、「普段生活している中で、気づけないといけないことや、気づかなかったことを知る機会になり、参考になった」との声をいただきました。

今後も、障がい当事者、支援団体等のご協力のもと、「心のバリアフリー」「障害の社会モデル」の普及啓発を行ってまいります。



共生社会と多様性

令和7年1月29日(水)
一般社団法人 IINE 代表 田村 治仁

これから
必要なこと
(話し合う)

多様性を認め
共に生きる社会
「共生社会」

令和7年3月17日、令和6年度 移動等円滑化評価会議 九州分科会における事業の一環として、「九州大学らくちんラボ」におけるインクルーシブキャンパスの実用化技術・実装事例等の現地視察及び意見交換会を実施。

各種バリアフリー関連技術について、今後整備される公共施設や旅客施設等において参考となるよう、当事者目線に立った研究情報や産学官連携のノウハウを分科会委員に共有し、公共空間のインクルージョン推進の重要性等の理解促進に取り組んだ。



色覚多様性に配慮したサイン



ドライブスルー型障害者用駐車場



当事者共創による歩車道境界ブロック



意見交換会



木製バリアフリー歩道



障害者アート展示空間



取組説明



らくちんラボ
キャンパスライフ・健康支援センター

【参加者】計25名

- 講師：九州大学キャンパスライフ・健康支援センター
インクルージョン支援推進室 特任准教授 羽野 暁 氏
- バリアフリープロモーター兼有識者：
九州大学大学院 工学研究院 准教授 大枝分科会長、
九州看護福祉大学 名誉教授 西島委員、大分大学 医学部 教授 池内委員、
(一社)日本福祉のまちづくり学会 九州沖縄副支部長 岩浦委員
- その他委員(代理出席者含む)：
九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)、九州バス協会、(一社)日本ホテル協会
九州支部、(福)福岡県聴覚障害者協会、(公財)福岡県手をつなぐ育成会、
福岡県脊髄損傷者連合会、福岡県、佐賀県、熊本市
- 事務局等：九州地方整備局・九州運輸局(事務局)、近畿運輸局(オブザーバー)

【意見交換における主な発言(抜粋)】

- 障害の特性によってニーズが異なり、利害が衝突してしまうことがあるため、ハード面の工夫とともに心のコンフリクトを解消するための共創のプロセスが重要。
- 各種技術について当事者の意見がしっかりと反映されており、「共に生きるまち」のモデルになっているので、好事例として全国に展開できるように、積極的に情報発信してもらいたい。
- 完成後のバリアフリーチェックでは遅いことがよくあるので、施設をつくる前から意見交換会を開くなど、当事者と専門家等の間で共に創り出していくという発想は非常に大事。
- 公共事業においては、(耐用年数未滿の)既存の物を撤去して新たな技術を適用するというのは難しく、新設・改修・更新のタイミングをうまく捉えて進めていくことが重要。
- 自治体の事業において、内部関係部署の調整だけではなく、外部の当事者や事業者とともにプロジェクト的に進めていくことが必要と感じた。
- 公共空間においては、バリアフリー技術の導入が当事者のためのみならず、様々な環境改善の効果が有り、多くの方がその恩恵を受けることができる。

【九州分科会】バリアフリー教室による「心のバリアフリー」推進

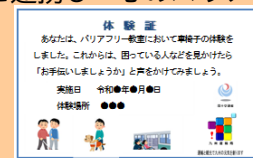
令和6年度 開催実績全9件 参加総数825名

	開催年月日	開催場所	参加者・参加人数	カリキュラム	主催	協力
1	令和6年09月13日	福岡市立香椎小学校	小学4年生106名	車いす疑似・介助体験 バスの乗り方・車いす介助体験 視覚障害者疑似・介助体験	九州運輸局	西日本鉄道(株) 福岡市 九州地方整備局
2	令和6年10月10日	福岡市立照葉北小学校	小学4年生139名	車いす疑似・介助体験 視覚障害者疑似・介助体験 盲導犬学習	九州運輸局	(公財)九州盲導犬協会 福岡市 九州地方整備局
3	令和6年10月18日	福岡市立照葉はばたき小学校	小学4年生61名	車いす疑似・介助体験 バスの乗り方・車いす介助体験	九州運輸局	西日本鉄道(株) 福岡市 九州地方整備局
4	令和6年11月01日	福岡市立玉川小学校	小学4年生135名	車いす疑似・介助体験 盲導犬学習	九州ブロックUD推進本部	(公財)九州盲導犬協会 福岡市
5	令和6年11月15日	飯塚市立穂波東小学校	小学3年生112名	車いす疑似・介助体験 視覚障害者疑似・介助体験	九州運輸局	(福)飯塚市社会福祉協議会 飯塚市
6	令和6年11月22日	飯塚市立高田小学校	小学4年生17名	バスの乗り方・車いす介助体験 視覚障害者疑似・介助体験	九州運輸局	西鉄バス筑豊(株) (福)飯塚市社会福祉協議会 飯塚市
7	令和6年11月28日	飯塚市立飯塚鎮西小学校	小学4年生111名	車いす疑似・介助体験 バスの乗り方・車いす介助体験	九州運輸局	西鉄バス筑豊(株) (福)飯塚市社会福祉協議会 飯塚市
8	令和6年12月11日	別府国際観光港 (さんふらわあターミナル)	旅客航路事業者船員及び 運航担当者等 31名	座学「旅客船事業者に求められること」 高齢者疑似体験学習 車いす疑似・介助体験	九州運輸局 (公財)九州運輸振興センター	(一社)大分県介護福祉士会 (公財)交通エコロジー・モビリティ財団 NPO法人自立支援センターおおいた (株)商船三井さんふらわあ 大分県旅客船協会 大分県、別府市、九州地方整備局
9	令和7年01月31日	舞松原小学校(福岡市)	小学4年生113名	車いす疑似・介助体験 視覚障害者疑似・介助体験	九州運輸局	福岡市 九州地方整備局

【参加者感想】(小学4年生)

- ・困った人がいたら声をかけて、**何回もチャレンジ**して、まちの人を助けていこうと思いました。そして、**相手の気持ちを読み取って行動していきたい**と思いました。
- ・目の不自由な方や足の不自由な方は、毎日こんなに怖い生活をしていることが分かりました。見かけたら、**その人が少しでも安心できるように頑張りたい**です。
- ・車いすは足が不自由な方、お年寄りの方が乗るものなので、**乗っている人が怖いように、安心できるような押し方が大切だ**と思いました。
家に帰ってお家の人に、**今日こんなことを学んだよと伝えたい**と思いました。

- ・「心のバリアフリー」推進の有効な取組として「バリアフリー教室」を実施。
- ・自治体、運輸関係事業者、福祉団体等と連携し「心のバリアフリー」の意識を共有。
- ・複数のカリキュラムの中から学校等の希望に添った内容とし、より理解を深めるため、終了後に意見交換会等を実施、一方向の学習・情報発信ではなく双方向の学習としている。



(参加児童に体験証を交付)

文部科学省における取組①

心のバリアフリーノート

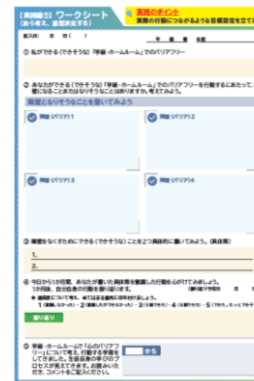
心のバリアフリーノート

経緯

- 平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- 平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- 平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- 令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。**

内容・構成

- 様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)を作成。**
- 「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。



※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

文部科学省における取組②

障害者差別解消法

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供とは

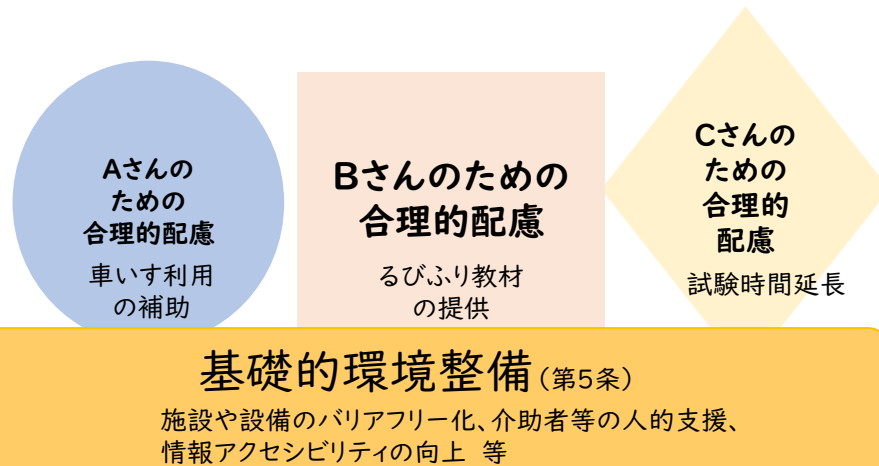
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものである**、**基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたるために必要な事項**を定めたもの。

合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について

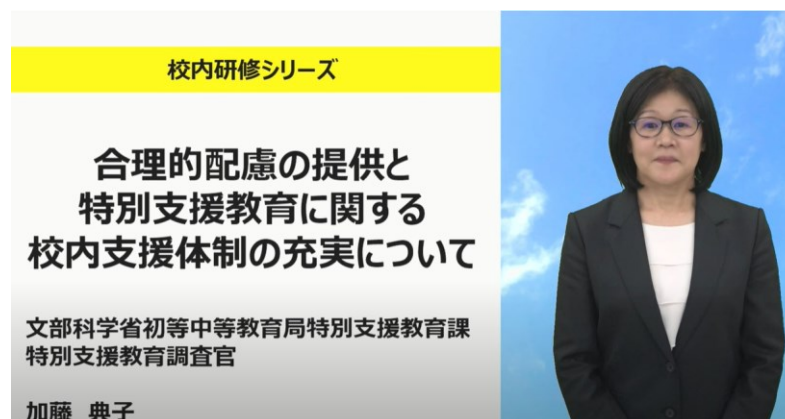
- 特別支援教育を受ける児童生徒の増加の現状を踏まえ、更なる特別支援教育の推進を目指すことが求められています。加えて、令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、全ての学校に合理的配慮の提供が義務付けられました。
- 文部科学省としては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を作成・公表するとともに、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、共生社会の実現に向けて、合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について、基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表しています。

文部科学省所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 趣旨
第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
第3 関係事業者における相談体制の整備
第4 関係事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する仕組みの整備
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口
(別紙1) 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例
(別紙2) 分野別の留意点



教職員支援機構 校内研修シリーズ



独立行政法人教職員支援機構

